

# 全国病院事業 管理者等協議会

全国病院事業管理者等  
協議会 事務局

担当 原田:佐伯(川崎市病院局内)  
電話044-210-2170  
mail:saeki-k@city.kawasaki.jp

## 会報

第3号(平成19年4月)

平成19年度全適団体の状況です(総計109団体、270病院)

新たに13団体(21病院)、全適団体となっております。

都道府 県  (27団体)	青森県	岩手県	宮城県	山形県	福島県
	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	神奈川県
	新潟県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県
	兵庫県	鳥取県	島根県	徳島県	香川県
	愛媛県	高知県	長崎県	大分県	宮崎県
	鹿児島県	沖縄県			

政令指 定都市 (6団体)	札幌市	仙台市	横浜市	川崎市	広島市
	北九州市				

市町村 等 (76団体)	函館市(北海道)	留萌市(北海道)	稚内市(北海道)	中標津町(北海道)	盛岡市(岩手県)
	奥州市(岩手県)	藤沢町(岩手県)	大崎市(宮城県)	横手市(秋田県)	仙北市(秋田県)
	白鷹町(山形県)	いわき市(福島県)	川口市(埼玉県)	草加市(埼玉県)	銚子市(千葉県)
	松戸市(千葉県)	旭市(千葉県)	君津中央病院企業団(千葉県)	青梅市(東京都)	八丈町(東京都)
	氷見市(富山県)	岡谷市(長野県)	大町市(長野県)	佐久市(長野県)	波田町(長野県)
	三好町(愛知県)	四日市市(三重県)	伊勢市(三重県)	桑名市(三重県)	近江八幡市(滋賀県)
	東近江市(滋賀県)	福知山市(京都府)	舞鶴市(京都府)	亀岡市(京都府)	池田市(大阪府)
	吹田市(大阪府)	貝塚市(大阪府)	枚方市(大阪府)	泉佐野市(大阪府)	和泉市(大阪府)
	伊丹市(兵庫県)	赤穂市(兵庫県)	宝塚市(兵庫県)	高砂市(兵庫県)	川西市(兵庫県)
	海南市(和歌山県)	橋本市(和歌山県)	有田市(和歌山県)	鳥取市(鳥取県)	岩美町(鳥取県)
	智頭町(鳥取県)	南部町(鳥取県)	日南町(鳥取県)	松江市(島根県)	安来市(島根県)
	岡山市(岡山県)	笠岡市(岡山県)	井原市(岡山県)	尾道市(広島県)	安芸太田町(広島県)
	光市(山口県)	山陽小野田市(山口県)	周防大島町(山口県)	徳島市(徳島県)	つるぎ町(徳島県)
	西条市(愛媛県)	高知県・高知市病院企業団(高知県)	大牟田市(福岡県)	公立八女総合病院企業団(福岡県)	長崎市(長崎県)
	大村市(長崎県)	上天草市(熊本県)	豊後大野市(大分県)	鹿児島市(鹿児島県)	那覇市(沖縄県)
	沖縄県離島医療組合(沖縄県)				

※色つき  が、新規全適団体です。



# 「全適病院の急増を祝して」

全国病院事業管理者等協議会  
会長 武弘道

従来の自治体病院は、地方公営企業法の一部、すなわち「財務規定等」のみ適用して運営されてきた。しかしこの方法では、経営権の所在がはっきりせず、事業運営上の効率の悪さが指摘されていた。

そこで、地方公営企業法の全部を適用し（全適と呼ぶ）、病院事業管理者を設置して、経営責任の明確化と自立性の拡大による効率的な運営体制の確立を図ろうとする動きが、6～7年前から全国的に激しくなっている。「全適」になると、「病院事業管理者」が置かれ、予算原案の作成、内部組織の設置、職員の任免、給与などの取り扱い、資産の取得、労働協約の締結など、病院事業に関するほとんどの権限が、地方公共団体の長から病院事業管理者に委譲される。

公立病院の経営は、国立大学附属病院も、国立病院・療養所群の病院も、独立行政法人化され、その運営のあり方はそれ以前と比べ大きく変わった。同じ公立病院に属する自治体立病院も経営形態を変えて、時代の変化や逆境に立ち向かうべき時期に来ていると考える。

本年4月1日付で青森県、島根県、香川県が「全適」となり、47都道府県の半数を超えた。また9市1町も参加してきた。全自治体病院の約3割を占める病院数となっている。

診療報酬のマイナス改定、医師不足、看護師不足など、病院経営上かつて経験したことがない悪状況の中であって、私達の会が、病院経営にあたってのさまざまな情報を交換し合い、助け合い、連携して改革の道を進むための大きな力となることを祈念している。

## 全国病院事業管理者等協議会設置要綱

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、全国病院事業管理者等協議会という。

(目的)

第2条 本会は、病院事業に地方公営企業法を全部適用している団体及び今後全部適用を検討している団体間で構成し、全適病院の経営の健全化及び効率化に資することを目的とする。

### 第2章 会員

(会員)

第3条 本会の会員は次のとおりとする。

(1) 地方公営企業法を全部適用している団体の管理者で本会の目的に賛同して加入した者。なお、管理者を設置していない団体や、1人の管理者で病院事業と他の事業を兼ねる団体にあつては、病院事業の責任者とする。

(2) 地方公営企業法の全部適用を検討している団体の責任者で本会の目的に賛同して加入した者。

(入会及び会員資格の継承)

第4条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書に記名捺印のうえ、当該申込書を会長に提出するものとする。

2 前条に掲げる者で交替があつたときは、後任の者が引き継ぐものとする。

(退会)

第5条 本会を退会しようとする会員は、会長へ届出を行うことにより退会することができる。

### 第3章 役員

(役員の種類及び事務局)

第6条 本会は、次の役員を置く。

会長 1名

副会長 3名

幹事 若干名(当番世話人を含む)

監事 2名

2 会長、副会長、幹事及び監事は第3条第1号に規定する会員のうちから会議において選任する。

3 本会の事務局は、会長の属する団体内に置く。

(役員の仕事)

第7条 会長は、会務を統括し本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。

3 会長、副会長及び幹事で幹事会を構成し、会の運営に当たる。

4 監事は会計を監査する。

(任期)

第8条 役員は任期は2年とする。ただし、その終期は、選任された年の翌年の会議の終結の日とする。また、再任を妨げない。

2 選任された管理者もしくは責任者に交替があつた場合は、後任者の任期は前任者の残りの期間とする。

### 第4章 会議

(会議の開催)

第9条 本会は、第2条に規定する目的の達成のため、定例会議を年1回開催する。

2 定例会議において、次年度の定例会議を担当する当番世話人を指名する。

3 定例会議の出席対象者は、第3条に規定する会員のほか病院事業を行っている団体で会議に関心のある団体に所属する職員とする。

4 会長が必要とするときは、臨時で会議を開催することができる。

(定例会議の運営)

第10条 定例会議は、全体会議、病院事業管理者会議及び事務責任者会議で構成する。

2 全体会議は原則公開とする。ただし、会議の決定により非公開とすることができる。

3 第1項に規定する会議の議長は、当番世話人又は当番世話人が指名する者とする。

(当番世話人の事務)

第11条 当番世話人は、幹事会の手承のもと次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 開催日時及び会場の決定

(2) 会議次第の決定

(3) 会議議題のとりまとめ

(4) 会議開催中の庶務

(5) 会議終了後の事務局への会計報告

(会議に要する経費)

第12条 当番世話人は、第13条の規定により納入された会費により会議を開催する。

2 当番世話人は会議運営に要する経費を見積もり、会議開催の2ヶ月前までに事務局へ当該金額の報告を行う。

3 事務局は、前項の規定により報告を受けた金額を会議開催の1ヶ月前までに開催団体に引き継ぐ。

4 当番世話人は、会議終了後すみやかに支出証拠書類を付して事務局に対し会計報告を行うとともに、執行残が生じた場合は事務局へ引き継ぐ。

### 第5章 会計

(会費)

第13条 会員は本協議会会費として年額20,000円を事務局に納入しなければならない。

2 前項に掲げる会費の金額は全体会議において変更することができる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計の報告)

第15条 事務局は、毎年度、監事の会計監査を受けた後、会計年度終了後直近の会議において会員に対して会計の報告を行い、承認を得なければならない。

### 第6章 補則

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会員との協議のうえ、これを定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月17日から施行する。

ただし、第5章会計に関する規定は、平成18年4月1日から施行する。

**(速報) 第6回全国病院事業管理者・事務責任者会議の日程は8月27日(月)・28日(火)に決定しました!**  
詳細につきましては会報第4号(5月中旬発送予定)でお知らせします。